

取締役の選任・解任基準

(監査等委員会設置会社)

1. 当社の取締役候補者は、法令上の要件及び以下の要件を満たす者から選任する。

監査等委員でない取締役

- ① 当社の社会的な責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行できる者
- ② 当社の経営管理、事業運営に関する豊富な知識と経験を有する者
- ③ 非業務執行取締役においては、取締役の職務執行を監督するに相応しい、以下のいずれかの分野における高い見識と能力を有する者
企業経営、経済、IT、法律、会計、税務、人事、労務などの専門分野に関する知識
- ④ 社外取締役においては、法令上の要件を満たす者
- ⑤ 独立社外取締役においては、当社の独立性判断基準の要件を満たす者

監査等委員である取締役

- ① 当社の社会的責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、取締役の職務執行を監督できる者
- ② 公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者
- ③ 取締役の職務執行を監査・監督するに相応しい、以下のいずれかの分野における高い見識と能力を有する者
企業経営、経済、IT、法律、会計、税務、人事、労務、監査などの専門分野に関する知識
- ④ 社外取締役においては、法令上の要件を満たす者
- ⑤ 独立社外取締役においては、当社の独立性判断基準の要件を満たす者

2. 当社の取締役が、以下のいずれかの要件に該当する場合は、解任に向けた所定の手続きをとる。

- ① 取締役の選任基準を満たさなくなった場合
- ② 法令・定款・公序良俗などに違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合